

墨田区女性と男性の共同参画基本条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正趣旨

墨田区基本計画等の改定を踏まえ、従来からの男女間の格差解消に加え、多様な性の尊重に係る規定を新たに設けるほか、所要の改正をする。

2 主な改正内容

(1) 題名の改正

従来からの課題である男女間の格差解消に引き続き取り組みつつも、多様な性の尊重を新たに加えた共同参画社会を目指すこととしたため、題名を「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」から「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」に改正する。

(2) 多様な性の尊重等を前文に新設

前文に、性の多様性を尊重し、性的指向、性自認等を理由とする差別及び偏見の解消を目指すことを新たに設ける。

(3) 定義の新設

「性別等」の定義を新たに設け、当該定義の中で性的指向及び性自認を定義するほか、ハラスメントの定義を新たに設ける。

(4) 基本理念の改正等

既存の基本理念を多様な性を前提とした規定に改正するとともに、新たに性的指向及び性自認の尊重、個人の自己決定の尊重及び全ての人の生き方の尊重並びに家庭において、全ての人が対等な構成員として人権を尊重し、かつ、協力し合うことを基本理念として設ける。

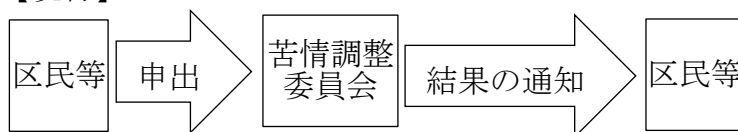
(5) 性別等に起因する差別等を禁止した規定の新設

自身の性的指向、性自認等の公表(カミングアウト)を他人が強制し、又は禁止すること、本人の意に反する性的指向、性自認等の公表(アウティング)を禁止すること及び他人の性別表現の妨げ等を禁止することに係る規定を新たに設ける。

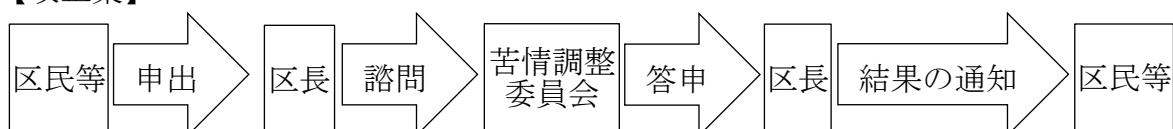
(6) 墨田区男女共同参画苦情調整委員会に係る改正

区長の附属機関である墨田区男女共同参画苦情調整委員会（以下「苦情調整委員会」という。）について、区民等からの申出方法を次のように改正する。

【現行】



【改正案】



(7) 前各号に掲げるもののほか、所要の規定整備をする。

3 施行期日

令和5年4月1日